

一級河川における河川法第23条の許可等の処分権者について

一級河川における河川法第23条の許可等の処分権者は、取水の規模、取水の位置により下表のとおりとなります。

**水利使用の規模区分**

規模 種類	特定水利使用 (政令第2条第3号)	準特定水利使用 (政令第20条の2)	その他の 水利使用
	次に掲げるもの。	特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるもの。	特定水利使用、準特定水利使用以外のもの。
発電	イ 出力が最大1,000キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係るものを除く。	一 出力が最大200キロワット以上の発電のためにするもの。	
水道	ロ 取水量が1日につき最大2,500m <sup>3</sup> 以上又は給水人口が10,000人以上の水道のためにするもの	二 取水量が1日につき最大1,200m <sup>3</sup> 以上又は給水人口が5,000人以上の水道のためにするもの	
鉱工業用水	ハ 取水量が1日につき最大2,500m <sup>3</sup> 以上の鉱工業用水道のためにするもの	〔四の「その他」に該当すれば準特定水利使用となる〕	
かんがい	ニ 取水量が1秒につき最大1m <sup>3</sup> 以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのためにするもの	三 取水量が1秒につき最大0.3m <sup>3</sup> 以上又はかんがい面積が100ha以上のかんがいのためにするもの	
その他		四 取水量が1日につき最大1,200m <sup>3</sup> 以上の水利使用であって発電、水道又はかんがい以外のためにするもの	
流水の占用の登録	ホ 法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係るものであつてイからニまでに掲げる水利使用のために貯留し、又は取水した流水を利用する発電のためにするもの		

**水利使用に関する処分権者一覧**

場所 位置	特定水利使用	準特定水利使用	その他	
一級河川	直轄 区間	国土交通大臣 (法9①) 整備局長 (令53①II、②該当)	整備局長 (法98 (令53①II))	整備局長 (法98 (令53①II))
	指定 区間	国土交通大臣 (法9①) 整備局長 (令53①II、②該当)	都道府県知事 (法9②) 〔★整備局長認可が必要〕 (法79① (政令45IV))	都道府県知事 (法9②)